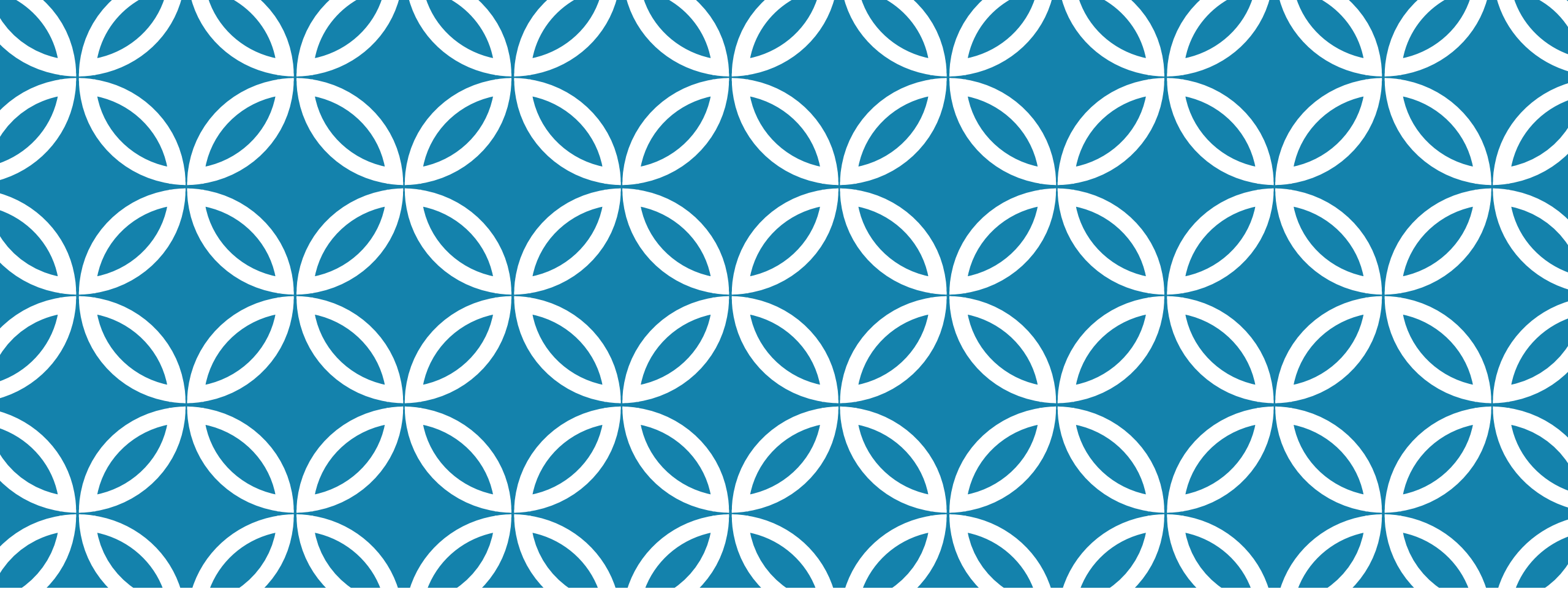


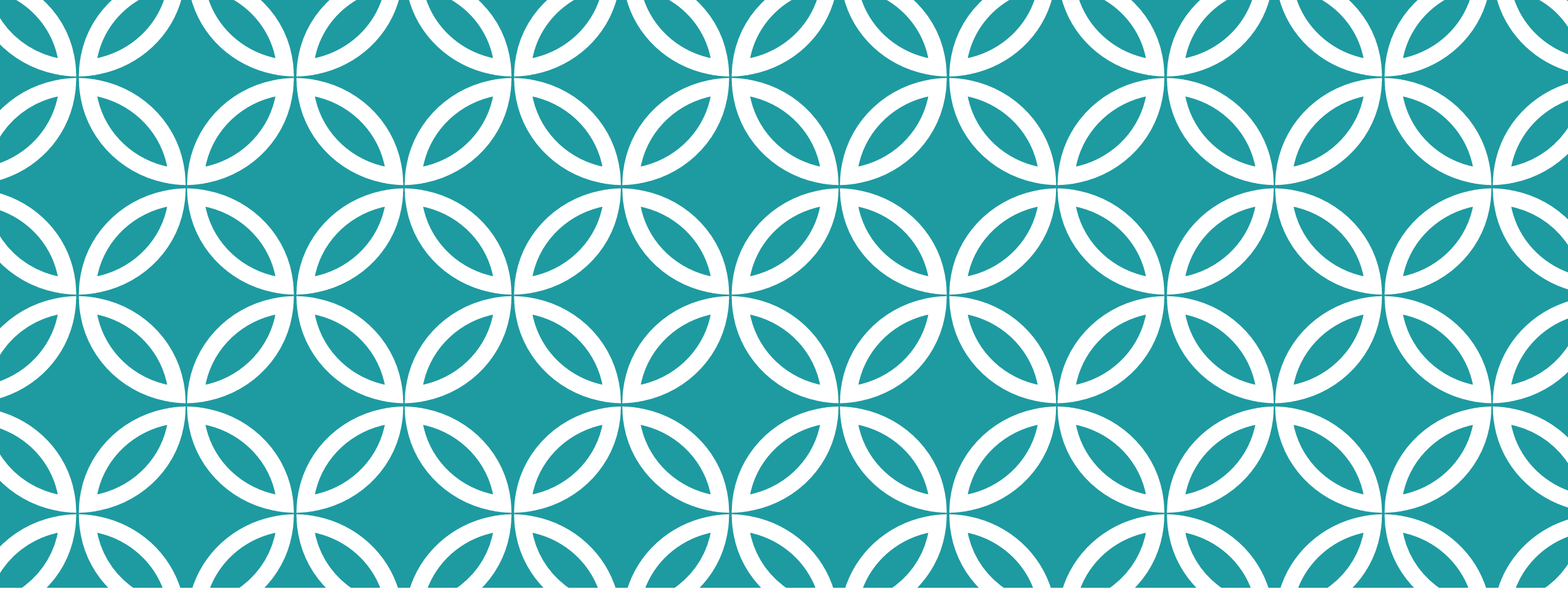


阿賀野市介護予防・ 日常生活支援総合事業事務説明会

平成29年2月
阿賀野市民生部高齢福祉課

もくじ

1. 阿賀野市介護予防・日常生活支援総合事業の概要
2. 介護予防ケアマネジメント事務について
3. 総合事業の請求事務について
4. その他



1. 阿賀野市介護予防・ 日常生活支援総合事業の概要



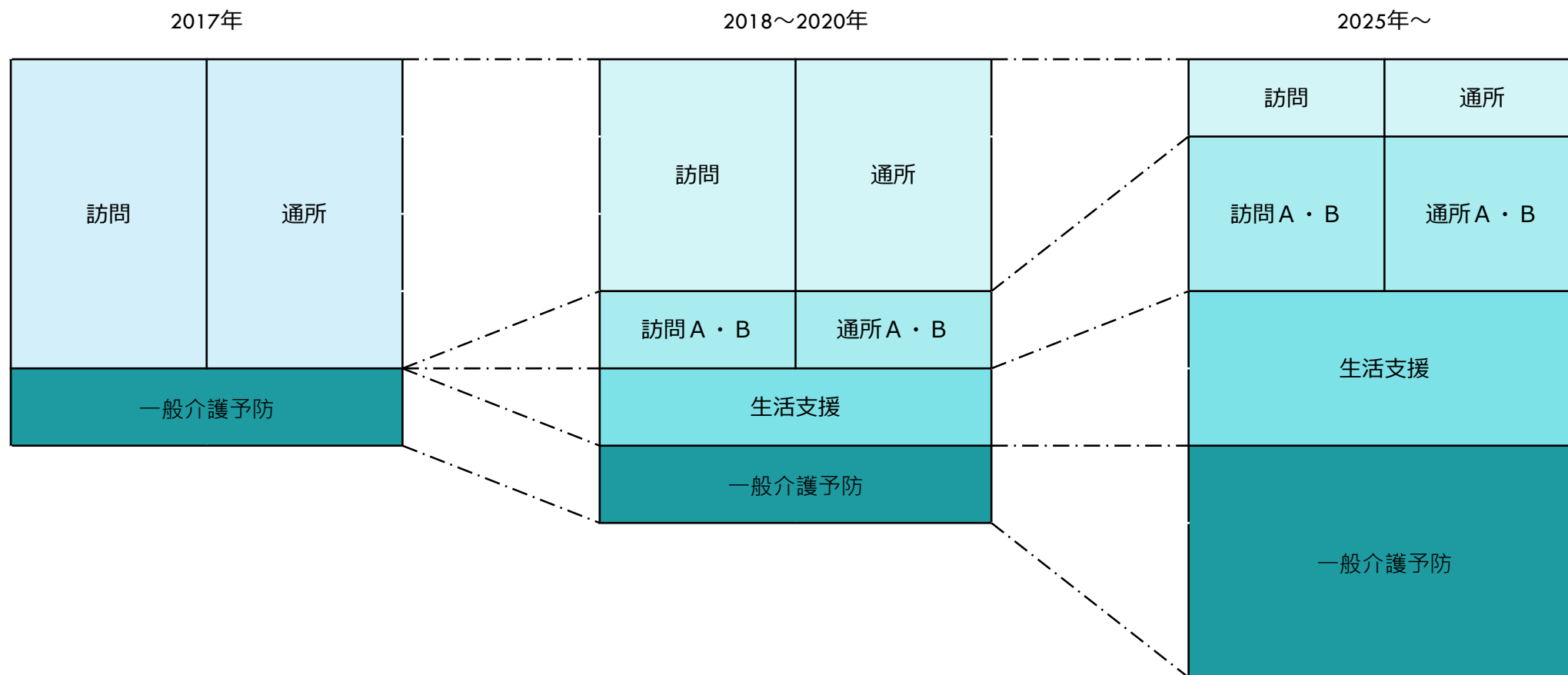
阿賀野市介護予防・日常生活 支援総合事業のコンセプト

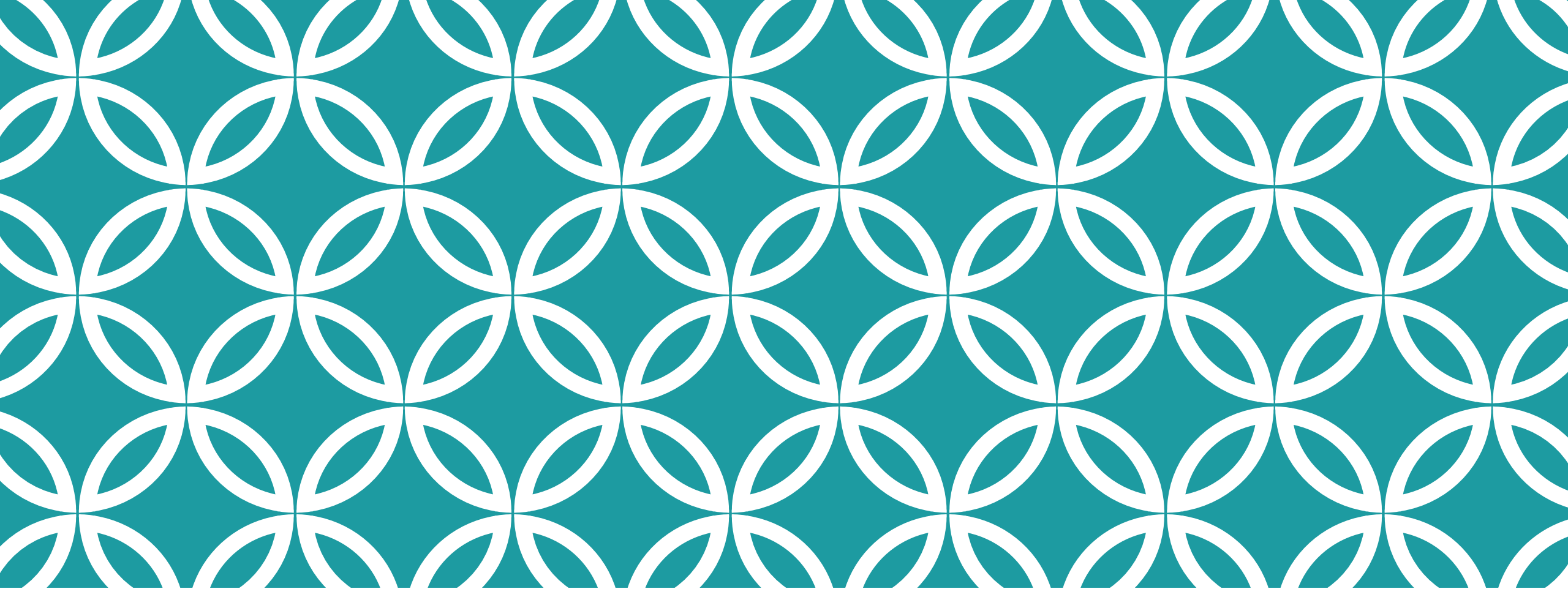
いつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活できることをめざして

介護予防の充実を図り元気高齢者を増やします。

支え合いの輪を広げ誰もが安心して生活できる地域づくりを目指します。

総合事業の 今後の展開のイメージ





2. 介護予防ケアマネ ジメント事務について

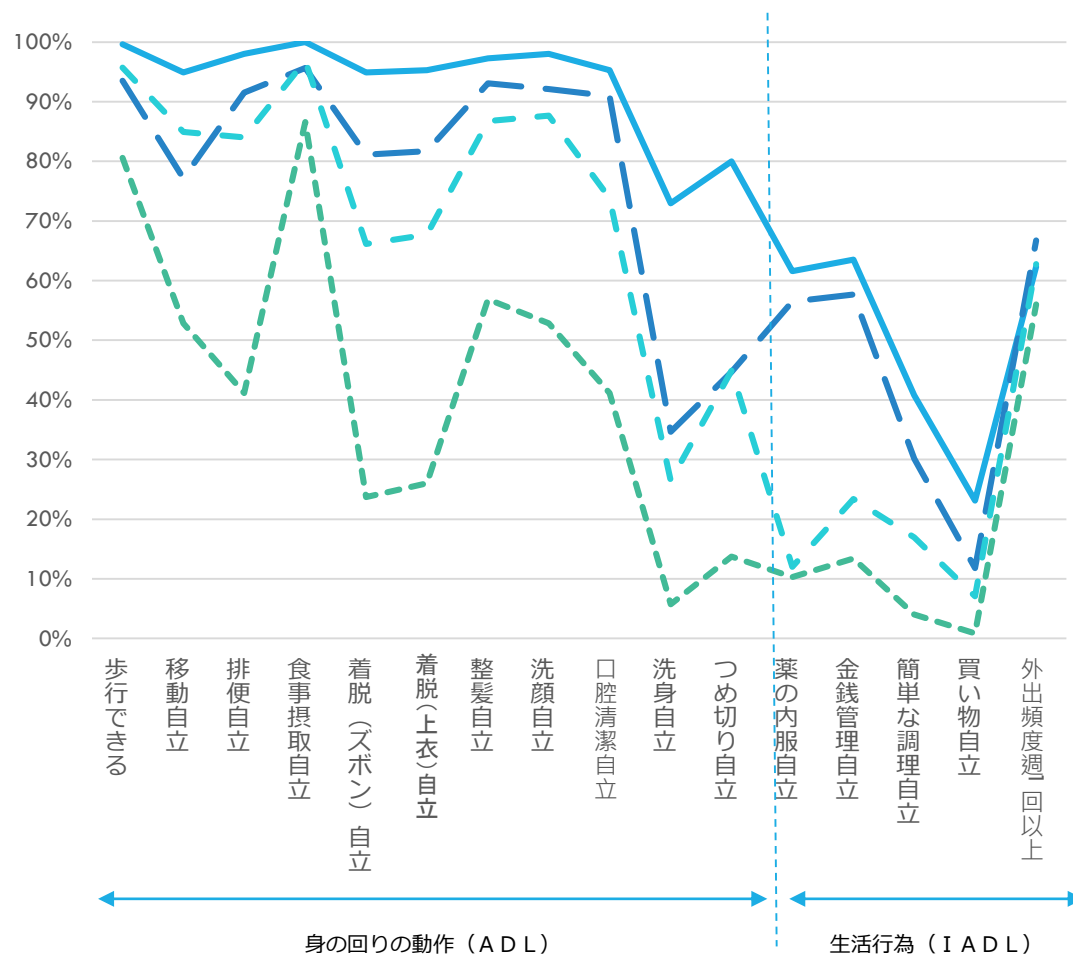
介護予防ケアマネジメントについて

介護保険法(法律第百二十三号)【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

要支援1～要介護2の 認定調査結果



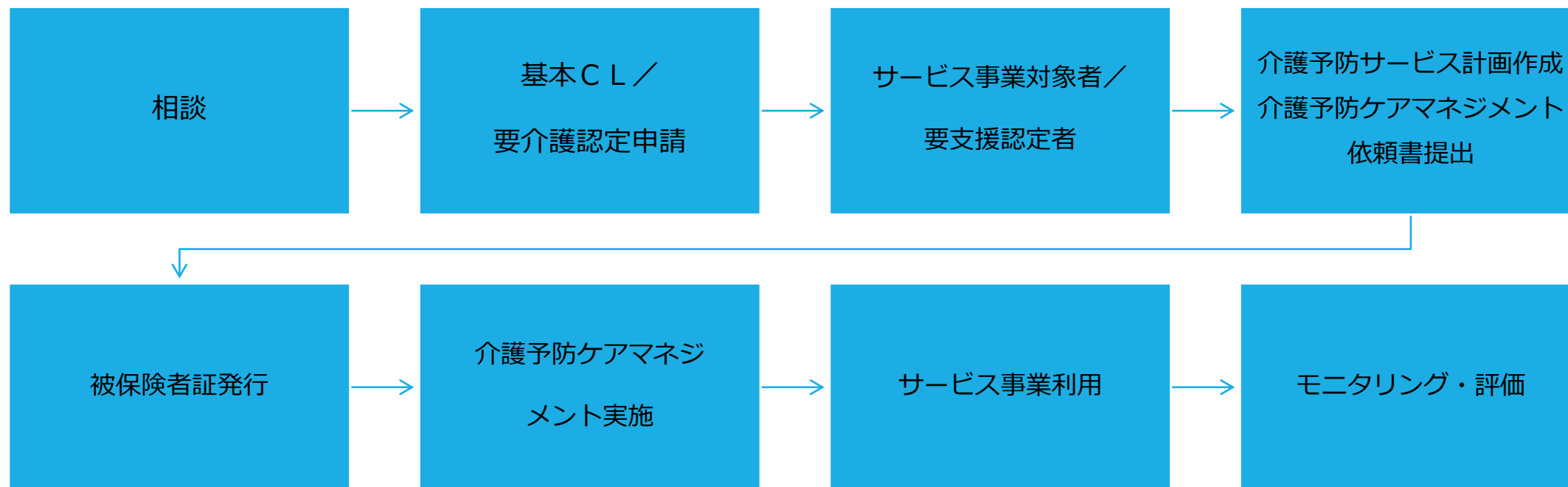
(H27年調査分)

身の回りの動作は自立しているが、買い物などの生活行為の一部がしづらくなっている。



**「したい」「できるようになりたい」生活行為が
目標として明確に設定された
介護予防ケアマネジメント**

サービス利用の流れ



介護保険被保険者証について

(二)	
要介護状態区分等	事業対象者
認定年月日（注）	平成〇〇年〇〇月〇〇日
認定の有効期間	～

- ☞ 要介護状態区分等：「事業対象者」
- ☞ 認定年月日（注）：事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日
- ☞ 認定の有効期間：事業対象者は、有効期間を設けないため、記載なし。

介護予防ケアマネジメントの しかた

アセスメント

ケアプランの作成

ケアプランの点検

サービス担当者会議

ケアプランの交付

ケアプランの点検

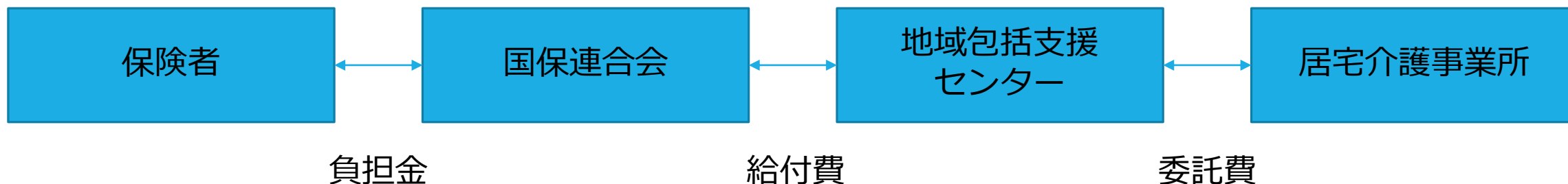
更新の方は、更新の前月20日までに、各地域包括支援センターにケアプランを提出してください。

新規の方は、随時、サービス担当者会議の前に提出してください。

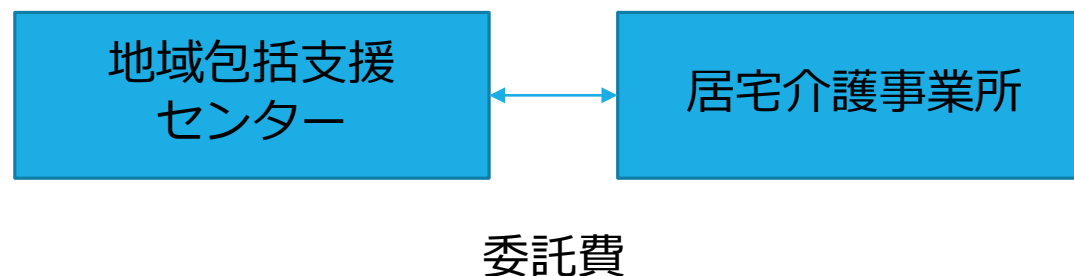
※サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス）利用に係るケアプランが対象です。

介護予防支援費・介護予防ケア マネジメント費の請求のしかた

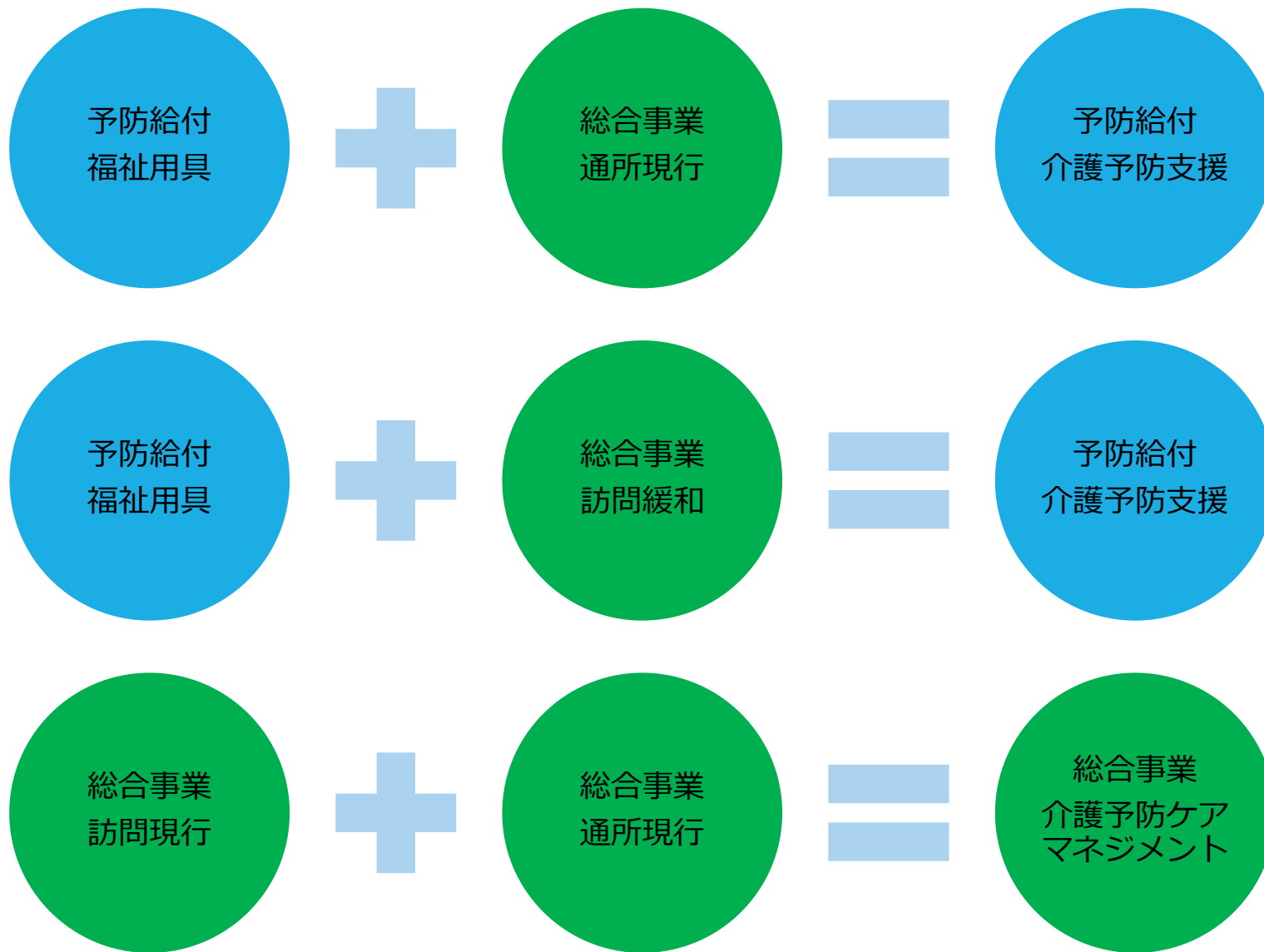
介護予防支援費



介護予防ケアマネジメント費



サービスのパターンと ケアプラン

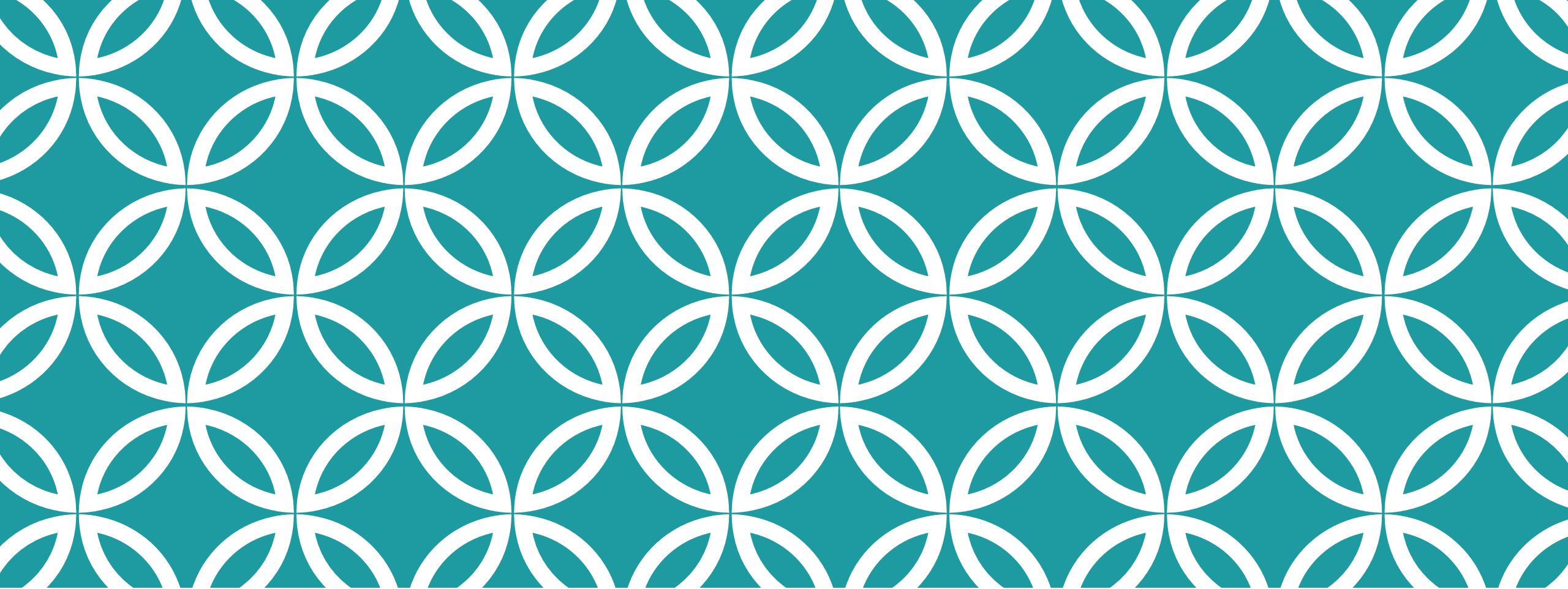


▶かわらないところ

- ☞市との委託契約が必要です。
- ☞翌月の5日までに、請求書をお送りください。
- ☞厳密には、介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費とに区分されますが、委託料の請求は、合算してください。

▶かわるところ

- ☞地域包括支援センター阿賀野、笹神を合算して、1枚の請求書で請求してください。
- ☞厳密には、介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費とに区分されますが、委託料の請求は、合算してください。



3 . 総合事業の請求事務 について |

10月の説明会からの変更点

- 通所、訪問サービス共に、利用者の区分にかかわらず、週1回相当、週2回相当の単価を選択できると説明したところですが、現行どおりとします。
- サービスコード表の一部に変更があります。訪問型サービス（基準緩和）については、A 2、A 3のコードを分けて、現行相当事業所におけるサービスはA 2、新規指定事業所におけるサービスはA 3とし、A 3においては、現行相当の加算は削除します。ただし、みなし指定事業所については、現行相当サービスをA 1、基準緩和サービスをA 2として、使用してください。
- 利用限度額について、事業対象者は、原則5,003単位とし、要支援 2 相当の利用限度の適応が必要な場合は10,473単位とします。

サービス単価表

サービス内容		算定項目	
訪問型サービスⅠ	現行相当	事業対象者・要支援 1・2（週1回程度）	1,168単位/月
訪問型サービスⅡ		事業対象者・要支援 1・2（週2回程度）	2,335単位/月
訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援 2（週3回程度）	3,704単位/月
訪問型サービスⅠ/2	基準緩和	事業対象者・要支援 1・2（週1回程度）	1,051単位/月
訪問型サービスⅡ/2		事業対象者・要支援 1・2（週2回程度）	2,101単位/月
訪問型サービスⅢ/2		事業対象者・要支援 2（週3回程度）	3,334単位/月
通所型サービス 1	現行相当	事業対象者・要支援 1（週1回程度）	1,647単位/月
通所型サービス 2		事業対象者・要支援 2（週2回程度）	3,377単位/月

国が上限として定める現行相当の単価を越えるため、現行のと通りの制限を設けます。

総合事業単位マスター表の 見かた

サービス名称	サービスコード 種類
訪問型サービス（みなし）	A1
訪問型サービス（現行相当・基準緩和）	A2
訪問型サービス（基準緩和）	A3
通所型サービス（みなし）	A5
通所型サービス（現行相当）	A6
介護予防ケアマネジメント※	AF

みなし指定事業所 → A 1 , A 5

総合事業指定事業所 → A 2 , A 3 , A 6

※介護予防ケアマネジメントについては、国保連合会に委託する予定はありません。

区分利用限度額

事業対象者	5,003単位※
要支援 1	5,003単位
要支援 2	10,473単位

※例外的に10,473単位まで

要支援 2 相当の事業対象者が、総合事業移行により、サービス利用を制限される恐れがあるため、例外的に要支援 2 相当の限度額を設定するものです。

ただし、要支援 2 相当の事業対象者がすべて適用されるものではありません。

サービス事業の人員等の基準

	訪問型サービス（現行相当・基準緩和） A 2	訪問型サービス（基準緩和） A 3	通所型サービス（現行相当） A 6
人員	・管理者※ 1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者。ただし、基準緩和サービスについては、訪問型サービス（基準緩和）に同じ。】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※ 2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※ 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。 ※ 2 一部非常勤職員も可能。	・管理者※ 1 専従1以上（常勤・非常勤を問わない、以下同じ） ・従事者 必要数 【資格要件：一定の研修受講者※ 2 又は介護福祉士等】 ・事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※ 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。 ※ 2 一定の研修とは、介護保険の概略、個人情報保護等の基本的な内容となります。	・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上（生活相談員・介護職員の1以上は常勤） ・機能訓練指導員 1以上 ※ 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。
設備	・事業運営に必要な広さを有する占有の区画 ・必要な設備・備品		・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等（現行の基準と同等）	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等（現行の基準と同等）	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等（現行の基準と同等）

総合事業への移行のしかた

訪問介護予防を
利用している人
(平成29年7月更新)

平成29年4月

平成29年7月

予防給付

総合事業

👉 6月まで「61」で請求、7月から「A1」で請求する。
※総合事業指定事業所は「A2」

通所介護予防を
利用している人
(平成30年2月更新)

平成30年2月

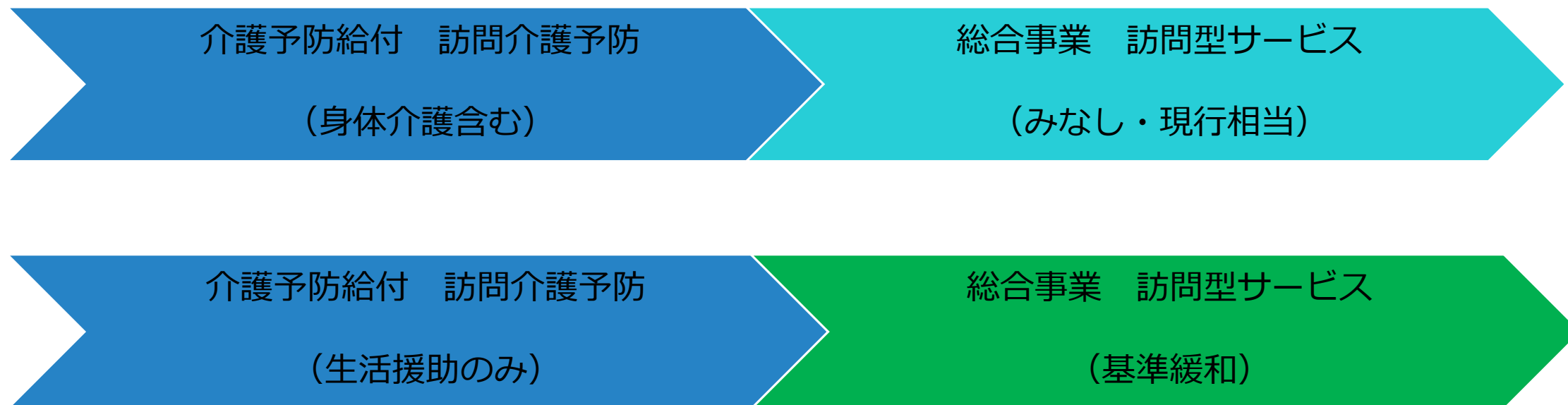
予防給付

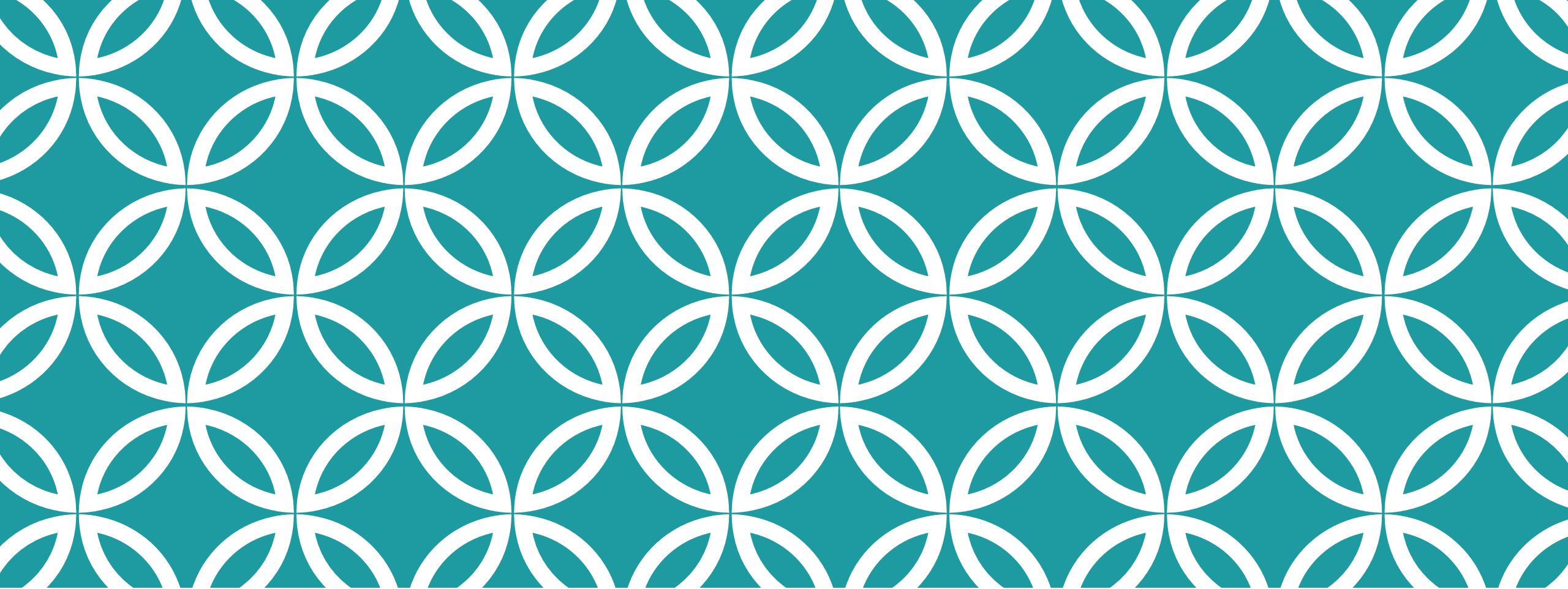
総合事業

👉 1月まで「65」で請求、2月から「A5」で請求する。
※総合事業指定事業所は「A6」

訪問型サービス（基準緩和）について

訪問介護予防の利用者の総合事業への移行する場合





4.その他 |

事業所指定のスケジュール

平成 2 9 年 4 月	平成 3 0 年 4 月
みなし指定	総合事業指定
総合事業指定	総合事業指定

👍 総合事業の指定申請のあった事業所については、指定期限を平成 3 0 年 3 月 3 1 日とします。

👍 みなし指定の期限は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日となっているため、総合事業の指定申請が必要になります。

介護保険法改正によるサービス名称の変更

「介護予防訪問介護」



「第1号訪問事業」

「介護予防通所介護」



「第1号通所事業」

《参考》

第1号訪問事業：介護保険法 第115条の4 第1項 第1号 イ

第1号通所事業：介護保険法 第115条の4 第1項 第1号 ロ

○介護保険法<抜粋>

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(二において「第一号生活支援事業」という。)

ニ 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)

二 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。)

介護予防支援費の請求について

- 👍 内訳書の介護予防支援費、初回加算は、単価を記入してください。
- 👍 3月分の請求は、請求年月日を「平成29年3月31日」としてください。

	取扱件数	介護予防支援費	初回加算	合計金額
継続分	5件	4,300円		21,500円
新規分	1件	4,300円	3,000円	7,300円
合 計	6件			28,800円

単価を記入してください。